

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	特定粉じん排出等作業等の計画変更命令	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の9、第111条第4項第11号	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7第1項の規定による届出又は第40条の8第1項の規定による届出（大気汚染防止法第18条の17第2項の規定による届出に係るものを除く。）があった場合において、これらの届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるとき又は工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「法令上技術的な基準が明確であり、当該基準が充足されていないことを理由とした不利益処分をするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	